

一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会「人権・倫理委員会設置規程」

(目 的)

第1条 この規程は一般財団法人山口県知的障害者福祉協会（以下「協会」という。）定款細則に定める「人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）」に関する事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 委員会の改廃は、協会会長がこれを理事会に提案し承認を得なければならない。

2 委員会は、協会会長の要請に基づき一定の期限内で活動を行うものとする。

(委員会の委嘱及び任期)

第3条 委員長は協会会長が指名し、理事会に報告しなければならない。

2 委員会の委員は、委員長が会員の中から、又は、必要に応じて学識経験者等から指名する。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

4 委員は、協会会長が委嘱し理事会に報告する。

5 委員の任期は、2年以内の期間とし再任を妨げない。ただし補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の構成)

第4条 委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 10名以内（委員長、副委員長を含む。）

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、当該委員会の進捗状況等について、協会会長及び理事会等に報告しなければならない。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会の所掌事務は、人権擁護、苦情解決、オンブズマン制度、サービス評価等に関する事項とする。

(人権侵害発生時の報告義務)

第7条 会員施設・事業所は、利用者に対する人権侵害が発生した場合は、市町虐待防止センターに通報するとともに、別に定める様式により協会に報告しなければならない。

(調 査)

第8条 協会は前条による報告があった場合は、必要に応じて人権・倫理委員会に調査を命じ理事会等に報告させるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

この規程は、平成29年5月30日から施行する。